

(参考) 認知症対応型共同生活介護事業者の内定後における履行状況確認書類について

認知症対応型共同生活介護事業者の公募における提出書類のうち、「認知症対応型共同生活介護事業の公募に係る得点表【別紙1】」で加点した項目の履行について、開設日の2か月前、開設後6ヶ月、開設後1年経過時点において本市の確認を受ける必要がありますが、当該確認に際して事業者が本市に提出すべき書類は下記のとおりです。なお、下記は現段階の想定であり、制度改正や本市判断等に基づき、実際の履行確認時には変更・追加となる可能性がありますので、予め御了承ください。(本市が必要と判断する場合には、上記とは別に状況報告を求めることがあります。開設後1年経過後も含まれます。)

選定項目		要件	履行確認時の提出書類
1-1	併設サービス①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面（建築確認申請まで終了していない場合、終了時期見込を书面報告） ● 建築状況が分かる書類 など
1-2	併設サービス②	看護小規模多機能型居宅介護を併設すること	
1-3	併設サービス③	小規模多機能型居宅介護を併設すること	
1-4	地域交流スペースの設置	地域交流スペースを〇〇㎡以上確保すること	
2-1	認知症対応型共同生活介護等の運営実績	1項目のみ 認知症対応型共同生活介護の運営実績が3年以上あること 認知症対応型共同生活介護の運営実績が1年以上3年未満又は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護のいずれかの運営実績が1年以上あること	● 申請時に確認済であるため不要
2-2	資産状況	直近の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、債務超過になっていないこと	
2-3	収支状況	直近の損益計算書又はこれに準ずる書類において、収支赤字になっていないこと	
2-4	かわさき健幸福寿プロジェクト	1項目のみ すでに『かわさき健幸福寿プロジェクト』に参加申請している法人であり、開設後速やかに当該事業所が参加すること これまで『かわさき健幸福寿プロジェクト』に参加申請していない法人であり、開設後速やかに当該事業所が参加すること	● 参加申請計画書 など

選定項目		要件	履行確認時の提出書類
2-5 介護相談 員派遣事業	1項目 のみ	すでに介護相談員を受入れている事業所（市外を含む）を運営している法人であり、開設後1年以内に当該事業所が本市介護相談員受入れの申出をすること	●受入れ計画書 など
		これまで介護相談員を受入れていない法人であり、開設後1年以内に当該事業所が本市介護相談員受入れの申出をすること	
3-1 認知症対応型共同生活介護が未整備の地域ケア圏域（日常生活圏域）に整備すること			●申請時に確認済であるため不要
3-2 認知症対応型共同生活介護が1か所の地域ケア圏域（日常生活圏域）に整備すること			
4-1 建築物の構造		建築基準法第2条に規定する耐火構造であること	●図面（建築確認申請まで終了していない場合、終了時期見込を书面報告） ●建築状況が分かる書類 など
4-2 ユニットの形態		施設内の全ユニットについて、同一ユニット内で階が分かれていないこと（各ユニットがそれぞれ同一階に設置されていること）	
5-1 本体事業所であること		サテライト事業所ではないこと	●勤務表
5-2 看取り介護加算		看取り介護加算の体制を整えること	●該当職員の資格証（写） ●雇用が確認できる書類（雇用しない場合は提携関係を示す協定書等） ●看取りに関する指針 ●看取りに関する職員研修計画（研修内容の資料を含む）
5-3 医療連携 体制加算	1項目 のみ	開設後1年以内に、医療連携体制加算Ⅰイ又はⅠロの体制を整えること	●該当職員の資格証（写） ●雇用が確認できる書類（雇用しない場合は提携関係を示す協定書等） ●24時間の連絡体制を示す書類 ●重度化した場合の対応に係る指針
		開設後1年以内に、医療連携体制加算Ⅰハの体制を整えること	

選定項目		要件	履行確認時の提出書類
5-4 認知症専門ケア加算	1項目のみ	開設後1年以内に、認知専門ケア加算Ⅱの体制を整えること	<ul style="list-style-type: none"> ●該当職員の研修の修了証（写） ●雇用が確認できる書類
		開設後1年以内に、認知症専門ケア加算Ⅰの体制を整えること	
5-5 生活機能向上連携加算	1項目のみ	生活機能向上連携加算Ⅱの体制を整えること	●当該認知症対応型共同生活介護計画
		生活機能向上連携加算Ⅰの体制を整えること	
5-6 サービス提供体制強化加算	1項目のみ	開設後1年以内に、サービス提供体制強化加算Ⅰの体制を整えること	<ul style="list-style-type: none"> ●該当職員の資格証（写） ●雇用が確認できる書類 ●勤務表
		開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅱの体制を整えること	
		開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅲの体制を整えること	
5-7 短期利用認知症対応型共同生活介護		開設後1年以内に、短期利用認知症対応型共同生活介護（認知症対応型共同生活介護の施設の空床利用）Ⅰ又はⅡの体制を整えること	<ul style="list-style-type: none"> ●該当職員の資格証（写） ●雇用が確認できる書類
5-8 短期利用居宅介護		開設後1年以内に、短期利用居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護又は小規模多機能型居宅介護の空床利用）の体制を整えること	<ul style="list-style-type: none"> ●該当職員の資格証（写） ●雇用が確認できる書類

※上記のうち、「該当職員の資格証（写）」「雇用が確認できる書類」について勤務職員が未定の場合は、職員の確保に関するスケジュールを书面報告